|  |
| --- |
| 議　　事　　概　　要 |
| １　委員会の配席について  　　　　〔資料１「教育常任委員会 配席図（案）」参照〕  　　・資料１のとおり指定。  　２　説明員の出席の取扱いについて  　　⑴　教育委員会委員  　　・行政委員の出席要求については、申合せ事項のとおり、委員会で協議の上、必要の都度出席を要求する。  　　・本委員会の意向として、従前どおり教育委員は出来る限り出席を求めることで、各会派了承。  　　⑵　理事者  　　・委員会については、申合せ事項のとおり、絞込みが可能な場合は、理事者側で出席者を限定して差し支えない。  　　・府民文化部の理事者については、大学に関する事項が本委員会の所管であるため、説明者は、一般審査の際は、公立大学監、府民文化部次長及び府民文化総務課の大学担当参事、  　　　知事質問の際は、一般審査の３名に加え、府民文化部長に出席を求めることを原則とし、一般審査においても部長の出席が必要となる場合には出席を求めることで、各会派了承。  　　・委員協議会は説明聴取を主体とした会議であるため、これに応じた説明員が出席。  　３　委員会における撮影等について  　　・撮影等許可願の提出があった府政記者会、教育記者会、政党機関紙及び各会派議員団に対して、撮影等の許可がされていることを報告。  　４　委員会運営に関する申合せ事項及び欠席届等について  　　・申合せ事項等及び欠席届については、「府議会情報共有サイト」の「常任委員会資料」ページに、オンライン委員会開会請求書等については「オンライン委員会関係」ページに、それぞれ掲載。  　５　本日の委員協議会について  　　　　〔資料２「教育常任委員協議会次第」参照〕  　　・このあと午前11時から委員協議会を開会し、所管事務事業の概要について理事者から説明を聴取。  　　・説明資料は、「府議会情報共有サイト」から携帯情報端末等にダウンロードのうえ、持参するよう依頼。  　　・本日の委員協議会は、委員会構成後初めての会議であるが、幹部職員の紹介は名簿を「府議会情報共有サイト」に掲載することをもって省略。 |